

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：改めまして、本日の司会を担当します、この大阪地裁の第6刑事部で裁判長をしております田村政喜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは量刑を中心にということで、主に基本的に余り争いが無い、刑を何年にするのかということが中心となる事件、それぞれの事件によってさまざまな争点があったわけですけれども、刑を何年にするのかということを決めるのが主に中心だった事件、しかも強盗致傷の事件を担当した方にお集まりいただきました。ただ、一口に強盗致傷と申しましても、その中には1件だけの人から、10件という多数の事件を経験した方から、凶器を使ったものから、そうじゃないものまでと、さまざまなものがございます。

御自分がどのような事件を担当されたのかというようなことをまず事件の御紹介をしていただいて、少し口を滑らかにしていただこうかなと思っております。そういった後に本題に入っていきたいと思っております。

お手元に進行予定というのをお配りしておりますけれども、大まかには、まずは中心的には量刑を決めるに当たって、検察官、弁護人がそれぞれ法廷で主張し、また立証したと、立証ということで書類の読み上げをしたり、証人が出てきて語ったりというようなことがあったと思うんですが、そのあたりの活動についてどのように感じたかと、この証人、何のために話をしているのかということもあったでしょうし、非常にビビッドにわかったということもあるでしょう。検察官の質問がわかりにくいということもあったでしょうし、弁護人の質問が非常に心に響いてきたということもあるかと思っております。そのあたりのことについて、全般的な感想を伺いながら、徐々に具体的に、さまざまなことを聞いていきたいなと思っております。

時間がもし許せば、第3というところにあるんですが、結論に対する当事者の主張ということで、最後に、証拠調べを振り返って、検察官は論告という形で、求刑8年が妥当だという言い方をしたでしょうし、弁護人はできるだけ軽

く、寛大なという方もあるかもしれませんが、懲役5年が妥当だとか、執行猶予が妥当であるという話をしたこともあるかもしれません。その最後の検察官と弁護人の主張したことについて何か御意見があるだろうかというところを聞いていきたいなと思っております。

それでは、まず自己紹介的に、それぞれ御自分が担当した事件を、進行予定の第1のところになります。紹介していただきたいなと思います。どなたからでも結構なんですけど、5番の方が一番最近事件を担当された、最近とはいっても、もう1年ぐらい前なんですけどね。1年前の方から、実は1番の方はもう4年ぐらい前ですかね。古い方になってしまっただけ、記憶を取り戻していただくのには恐縮なんですけども、まあ、この中では比較的新しい5番の方から順に、どのような事件を担当されたかということをご皆さんに御紹介いただければなと思っております。お願いいたします。

裁判員経験者5：ちょうど1年前ぐらい、夏休みに入る前ぐらいに裁判員に選んでいただきまして、来させていただきまして、たしか、西成だったと思うんですけど、動物園前の商店街で事件があったと。大みそかか正月のどっちかだったと思いますけども、若いアルバイトの学生みたいな人が歩いているところに、前から歩いてきて、その学生を見つけて、振り返って財布をすった。それに気づいて、財布を取り返しに行ったら殴られたというので、けがをされたという事件です。

あとは感想なんです。こんな事件って、もううちの近所でも日常茶飯事に起こっている、これが裁判員の裁判になるんだなというのは一つありましたけど、確かに骨折、顔面骨折されているという件がありましたので、これはちょっとひどいなというのはあったというのは、今、印象としてはあります。

司会者：5番の方の事件は、最初から強盗を、例えば凶器を持って郵便局に入っていくってというような強盗とは全く正反対の、まずは盗みから始まって、抜き取って、それで取り返しされそうになったので、叩いてけがをさせたということで、そういう意味では、あちこち日常茶飯事ありそうな事件じゃないかと。

ありがとうございます。

4番の方ですが、どのような事件を担当されましたでしょうか。

裁判員経験者4：私も1年ほど前の裁判だったんですけれども、20代ぐらいの犯人でしょうか。ゲームソフトのお店に包丁を持って入ってお金を要求したところ、店員さんが1人でお店番をしていて、お金を渡したんですけど、ちょっとそのすきに店員さんのほうが逆に押し寄せようとした関係で、ちょっとみ合いになって、そのときに店員さんがちょっとけがをされて。ただ、お金を持って、その後、犯人は逃げ出して、大阪から東京へ逃亡したりとかしていたんですけど、それで1年後ぐらいだったかな、もうちょっと、3年後か、警察がその犯人を東京の家で捕まえたところ、そのとき大麻を持っていて、だから、大麻取締法違反もくっついたような形で、そういう罪名だったんですけれども、何かそういうと物々しいんですけれども、被害を受けた店員さんもお店もそれほど被害者意識というか、被害者感情というのが余りなくて、それで結果的に求刑が、求刑の範囲が懲役6年以上27年以下の懲役だったんですけど、求刑が懲役7年で、下した判決が執行猶予5年つきの3年の有罪判決。執行猶予がついたという形です。

それで、裁判も4日間で、非常に短い期間で済んだ。

司会者：ありがとうございます。恐らく強盗致傷の事件で、今、お話があったように、強盗致傷、そもそも6年以上の刑なものですから、執行猶予がつくというのはそう数はないので、恐らくこの後、検察官、弁護士から関心を持って、なぜそうなったんでしょうかという質問がある可能性はあります。ありがとうございます。

3番の方、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者3：よろしくお願ひします。私の担当させていただきましたのは、2件の窃盗とそれから傷害。それも鉄道模型を1件目は盗んだ。2件目はフィギュアを盗んだ。そのときに発見されて、店員に追いかけて、捕まりそうになって羽交い絞めされたときに、ポケットの中に入れていたカッターナイフ

で2度切りつけたと。結局、捕まって、今日に至ったという。本人は非常に反省して罪も認めるという中での判決をどうするかという、量刑をどうするかというふうなことでありました。以上です。

司会者：ありがとうございます。この3番の方の事件も、5番の方の事件とは、財布を抜き取ろうとして、暴力を加えたというものとは違いますけれども、盗みから始まって、暴力をふるってしまったという点では、5番の方のものと若干似たところがあるような事件でしょうかね。ありがとうございます。

2番の方、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者2：私が担当したのは、第1事件から第10事件まで10件あるというもので、4件が強盗致傷、3件が強盗、3件が恐喝というものだったんですけど、被害者も1人のときもありますし、3人までということもありましたし、それからもちろん最終的には示談に至ったものもあるし、至っていないものもあると。一つのグループがいて、そのグループがある程度的人数が集まりながら、私が担当した人がリーダーというわけじゃないんですけども、いろいろ言い出して、そのグループで成年者も未成年者も一緒になって、いろいろ強盗等を行ったという事件なんですけれども、僕は単純にこの10個を足し算するのかなと思っていたらそうではなくて、全体的なものとしての求刑という形になっていたように思いました。単純に足し算ではなかったなというふうに思います。

司会者：ありがとうございます。10件もまず理解するのが大変だったと思いますし、それから、今、足し合わせるという話がありましたけど、10件やっていたら何年にすればいいのかと。10倍じゃないんだったら3倍なのかとか、いろいろ議論があったんじゃないかと、御苦勞があったので大変かと思います。ありがとうございました。

最後、1番の方、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者1：私は23年の裁判員裁判の分、ちょっとかなり前になるんですけども、生野区の路上で発生した強盗致傷で、友人というか、共犯者と一緒

に財布を抜き取ろうとして、ちょっと失敗してしまって、それで数回殴ったという事件で、被害者の方とは示談になっているというものなんですけれども、この被告がもう1つ問題となっていたのが覚せい剤を常習というか、覚せい剤取締法違反で何度も検挙されている方ということで、量刑をどのぐらいにしていくのかということになりました。

司会者：ありがとうございました。1番の方の事件は、若干特殊なところがあって、今、お話があったように、強盗の事件があった後、しばらく時間がたった後に覚せい剤をやったということで、それぞれに懲役何年という言い渡しをしているんですね。だから、2番の方のように、10個あったんだけど100倍にするのかという議論をしながら、たった1つの刑を言い渡したのと違って、1番の方のときは覚せい剤についても考えないといけない、強盗についても考えなきゃいけないという御苦勞があったのではないかなと思います。ありがとうございます。

それでは、今5人の出席者の方に事件の紹介をしていただきましたので、本題に入っていきたいなと思っています。量刑を決めるに当たって、当事者がさまざまな主張、立証活動をしたんですけれども、それがどのように響いたかという切り口で聞いていきたいと思います。

最初に、司会ではありますけれども一言申し上げておきますと、皆様が裁判員として裁判所にお越しになったときに、刑を決めるといってもどうやって決めたらいいかわからないじゃないかというときに、それぞれの裁判官の説明の仕方、説明ぶりには違いが若干あるかと思っていますけれども、法律で何年から何年と決めています。ちなみに強盗致傷というのは6年から20年、無期懲役まであります。非常に広いですね。この中でどうやって決めたらいいかというと、その中では行為の悪質性に依拠して決めることになるんです。それは別に法律のお作法でというわけではなくて、けがをさせていない強盗というのは5年以上、5年まで下がることができます。無理やり盗っていない窃盗、盗みだと、10年以下ということで、最低1か月まで下げることも可能になります。

罰金もあります。このように、そもそも刑法というのは被告人が行った行為の悪質性に応じて法定刑を、刑を決めています。そうすると、6年から20年という幅がある強盗致傷の中でも、悪い強盗致傷なのか、普通の強盗致傷なのか、まあましな強盗致傷なのかというようなことを考えていきましょうねと、こんな話があったんだと思うんですね。そういうことで振り返って検察官と弁護人の活動を見ると、なるほどと、検察官、確かにこの事件は数ある強盗致傷の中では特に悪質な強盗致傷だということをよくわかるように立証してくれたねということもあるでしょうし、また、弁護士として、確かに強盗致傷、これ、犯罪ですからいいことではないんだけど、まあ、数ある強盗致傷の中では比較的ましなほうだよねと。先ほどの西成の話がありましたけれども、まあ、よくある話だよねと、そんなに銀行強盗みたいに悪い話とはちょっと違うよねという話がよくビビッドに伝わってきましたというようなこともあるかと思うんですね。このあたりが恐らく評議で話題になってきたことなのではないかと思えます。そういうことで、評議をするに当たって、振り返ってみると、検察官と弁護人の活動はどうだったのかということで、わかりにくかった、わかりやすかったなど、いろいろあるかと思うんですね。このあたりについてお話を伺っていきたいなと思っています。特に、検察官、弁護人は、いろいろ御関心もあるでしょうから、質問を聞きながら話を進めていければいいかなと思っています。

検察官と弁護士さん、このあたり聞いてみたいということがありましたら、ぜひ質問してください。伺っているところによると、今回の5人の事件は検察官も弁護士も担当されていないということのようなので、できるだけ耳の痛い話をしていただくと、非常に役に立つのであります。ただ、そうはいってもメールを送るという意味で、弁護士さん、頑張ってください、検察官、頑張ってくださいと、とってもよかったですよという話があると、それもいい土産話になるかと思えますので、そのあたりもいいことも悪いこともお話しいただければありがたいなと思っています。

ということで、どのあたりからでもいいんですけれども、多数の事件を担当された2番の方ですとか、それから1件の方が何人かおられるわけですが、複数、2件を担当された3番の方とか、それから2件を担当して、覚せい剤と強盗と全く別々になっているような方とか、複数の方が何人かおられるので、このあたりのことについて御関心があれば、弁護士や検察官から質問があればですが、いかがですかね。

高山弁護士：弁護士の高山と申します。今日はよろしくお願ひします。大阪弁護士会の刑事弁護委員会というところに所属している関係で、今日はこの場に来させていただきました。

いろんな事件があるので、いろいろ質問もたくさんあるんですけれども、実際に担当した弁護人の方にどんなことを裁判員の皆さんに聞いてほしいですかということもお尋ねしつつ質問を用意してまいりましたので、今日はよろしくお願ひします。

まず、早速なんですけれども、2番目の事件、強盗の事件などなど10件あった事件なんですけれども、まず、この事件、10件あったので、なかなかそちらを把握するのが大変だったというふうに思うんですけれども、やり方として、最初に全体像についての説明が検察官や弁護人からあった後に、それぞれ個別の事件についての主張が何件かずつに分かれてされたというふうにお聞きしています。そのやり方について、振り返って、そういうやり方がよかったというふうに思われているのか、あるいはもっと別のやり方があったのかなという御感想をお持ちなのか、御自身のお考えでもいいですし、何か評議の中で話題になったようなことがあれば教えていただければと思います。

裁判員経験者2：事実関係は全く争われていなかったもので、要するにわかりやすく、絵も交えて説明されたので、それは検察側も弁護人の方もすごくわかりやすく理解できました。

高山弁護士：その分けてやるというやり方についてはいかがでしたか。

裁判員経験者2：3つぐらいが同じ日に多分調べていたと思うんですけれども、

そのやり方で十分わかったと思います。

高山弁護士：冒頭に10個一遍にやるとわからなかったという感じでしょうかね。

3つずつぐらい分けてやったほうがよかった。

裁判員経験者2：3つずつやった記憶しかないのですが、10個最初に聞いたのはそうなのかなと思いますけど、そのときはまだ全然。

高山弁護士：その意識もないんですね、分けてやった。

裁判員経験者2：3つずつ、それぞれやったなという。

高山弁護士：という印象が残っているんですね。

裁判員経験者2：はい。

高山弁護士：それと、10件もやっていた。全部認めているわけですよね。そういう被告人を2人の弁護人が一生懸命弁護していたと思うんですが、その様子自体、どんなふうな印象でしたか。つまり、この弁護人はちょっと守り過ぎていないんじゃないかという印象を受けたのではないかという心配を、この弁護人はちょっとされているようにお聞きしているんですけどね。

裁判員経験者2：そういう印象ではなくて、最終的におっしゃっていたのは、20代で何とか出させてほしいということはずごく印象には残りましたが、それ以外に証人で出てこられたのは家族の方、お母さんとか、その方が出てこられたんですけれども、それらの方が出てこられる形しかもうないのかなというふうには思いました。

それからあとは具体的には事件で強盗致傷とかになっておりますが、凶器を使っているのは1件だけで、凶器といいますが木の棒でしたので、あとは手とか足とかを使っていたということなんですけれども、そういう凶器を使うというのが非常に少なかったという印象は受けました。

泉川検察官：大阪地方検察庁に所属しております、検察官の泉川と申します。昨年度も裁判員裁判を担当させていただいた関係で、今日、こちらのほうに来ております。よろしく申し上げます。

今、2番さんに関するこの事件についての質問なんですけれども、多数の事

件があったということで、検察官としましては、個々の事件の具体的な特徴というものをわかっていただかなければいけないのかなと思ひまして、できるだけ個々の事案の個別性というんですか、特殊性を冒頭陳述という書面に落としたりして伝えていたわけなんですけれども、その辺は十分理解いただけたか、いろんな事件がごっちゃになってよくわからなかったとか、そういうことはございませんか。

裁判員経験者 2：全くわかりやすかったですね。文章だけでは全然だめなので、絵も描いていただいて、そのときに共犯者、それからどのようなことが起こったのかというのをそれぞれ図解も入って説明していただいたので明確にわかりました。

泉川検察官：あとちょっと関連で、ここで伺ってしまおうかと思うんですけれども、冒頭陳述という形でこのメモをお配りすると思うんです。ある程度詳しい情報が書かれたほうが後々の評議に当たっても使いやすいのか、それともそれほど詳しい情報はもう要らなくて、もうあっさりしたものがいいのかという点はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：最初からこれをいただけたらすごくわかりやすいと思います。

泉川検察官：この程度の情報量で、特に過不足ない感じでしょうか。

裁判員経験者 2：全く過不足ないと思います。

泉川検察官：ありがとうございます。

高山弁護士：1番さんは、ちょっと複雑な事件で、最初に強盗致傷の事件があって、その後にもう一つ覚せい剤の事件があるんですが、その間に既に覚せい剤と窃盗の事件で有罪判決を受けて執行猶予中だったという方の事件でしたよね。

結局、裁判官から今回の2つの裁判があるんだというような説明が最初にあったと思うんですけれども、そのあたりの理解というか、裁判員裁判を初めて経験される中で理解できていたのかなというところが弁護人の関心で、そのあたり、冒頭陳述のあたりからでも、検察官もそういうあたりを意識してやられ

ていたようですけれども、何か難しいなとか、最後までよくわからなかったとか、そのあたりの感覚はどうだったんでしょうか。

裁判員経験者 1：特に難しかったなというところではなくて、ちょっと人間関係が、共犯者の人が被告人の友人だったりとか、たしか奥さんと共犯者の人がちょっと関係があったりとか、何かいろいろあったので、複雑ではあったんですけれども、休憩時間ですとかそういうときにいろいろ、たしか裁判官の方が、ホワイトボードに書いて、ここで覚せい剤をやりましたとか、書いてくださったりとか、ちょっと難しい言葉とかはお尋ねすればすぐ説明をしてくださったりというのもありましたので、特に難しいなとか理解できないなというところはなく終わりました。

高山弁護士：配られた書面であるとか、そういったものは大体冒頭陳述を聞いているときだけではなくて、その後も見返したりするような形だったんでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。冒頭陳述の用紙というのはとても詳しく書いてあったので、犯行当時のこととかも図式になっていたもので、何度も見返して、聞いたのを理解できていないところがないようにというのがありました。とてもわかりやすかったと思います。

高山弁護士：裁判官がホワイトボードでわかりやすくしてくれたりとか、あるいは用語の説明をしてくれたりという点なんですけど、それは検察官や弁護人のほうが最初からわかりやすく言ってほしいなという感じなのか、それなりに難しい話をされても後で裁判官が教えてくれるから後で聞こうという感じなのか、初めての裁判を経験する立場として、進行中にわからないことが出てきたときのもどかしさみたいなものというのはどうだったんですか。

裁判員経験者 1：特にはなかったですね。休憩時間が小まめにあったので、そこで、もしわからないことが出てくれば、質問させていただくと、すっとわかりやすく答えていただけるような状況でしたので、よかったです。

高山弁護士：ありがとうございます。

島田裁判官：大阪地裁第7刑事部の裁判官の島田と申します。今日は皆さん、御経験をもとにいろいろ貴重な御意見をいただきたいと思っているんですけども、先ほど、司会の田村裁判官のほうから、刑の重さを決めるに当たっては犯罪行為の悪質性などに着目して、まず検討しますよというお話がありました。そういった説明を裁判官のほうで審議の途中であるか、あるいは結論を決める評議の会議の前に説明されると思うんですけども、どのあたりでそういう説明を受けるのが一番いいというふうにお思いになるのかなということをお伺いしたいんです。というのは、そういう着目点をわかった上で証拠調べを聞いたほうがいいのか、あるいはとにかく全部一通りの証拠を見たり聞いたりした上で、その上で後から重要な点はこういうところなんですよという説明を聞いたほうが頭の整理がしやすいのか、そのあたりいかがでしょうか。4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：難しいですね。どっちでもいいんじゃないかなという感じで、最初にしてもらってもいいし、後からでもいい。

島田裁判官：実際の事件のときにはどのあたりでその説明がありましたでしょうか。

裁判員経験者4：覚えていないですね。多分、最初に何か、ある程度ポイントはここですみたいな話があったような気がしますけど、本当に最初にあったかどうかよく覚えていません。

司会者：私は自分で担当するときには冒頭、初日にお集まりいただいたときに、特に争いが無いということがわかったら刑を決めるときにはこうですと。また、後に評議を始めるときに詳しくお話ししますがというのでかいつまんでお話をします。弁護士や検察官がそこに重点を置きながらやるので、着目して見てください。冒頭陳述をすると、確かに検察官はこういうところが悪質だと言っていましたよね、弁護士はこういうところがそうでもないと言っていましたよね。やっぱりこういう筋に沿ってやっていますねと、そうですねと、皆さんお話ししていただいて、また証人尋問が終わるたびごとにいかがでしたかというのと、

検察官，確かに悪質性強調していましたよねみたいな話をしながら進めてはいるんですけども，逆に，説明が最初は裁判官からあったんだけども，忘れちゃっていたとか，裁判官の説明がなかったとかいうようなことで，後になってから，評議が始まってから言われて，それだったらもう少しあの証人をもっと一生懸命聞いておくんだったとか，質問する機会もあったんだから，もっと質問しておくべきだったとか。後になってからもうちょっと早く言ってくれよというような，そういうふうにしたような御経験がある方，いらっしゃいませんか。

3番の方，どうですか。

裁判員経験者3：裁判のときに裁判員の方から何か御質問ありませんかという，裁判長からお話がありまして，私がさせていただきましてのは，被告人に対して，あなたはポケットにカッターナイフを入れていましたねと。それを取り出したときに，しかも抜き身のカッターですから，どちらが刃でどちらが背かというのはどうして判断しましたか。一回取り出して見たんですか。言い方はちょっと違ってはいますが，要は抜き身ですから，もしかして刃のほうに自分の指を当てるかもしれないし，そういう余裕があったんですか，相手に切りつけたのは刃先のほうですからね。ですから，もう最初から，握ったときに，何らかの意図があって相手を切りつける。もう殺意的なというか，静脈を切ったら大変なことでしたから。たまたま1週間，最低限の1週間で済んだなあ。ですから，これは非常に悪質性があるんじゃないだろうかというようなところで問いかけたんですね。私は裁判員としてはそこがポイントじゃなかったのかなあ。そこをどう見るかと。だから求刑が，例えば，仮に10年として，いや，どう見てもこれは10年でいいんだという判断の尺度になるのか。その判断の尺度とするための，私らは経験値がないわけですから，判断をするね。だから，そこら付近の掟えどころをきちんと落とし込みをしとかないといかんのかなあ，やってみてわかったことなんですけどね。そういうところを特に感じましたですね。

それともう一つは、たまたまその方は精神的な障害が少しあるということでありました。確かに見てもああ、少し違うなということはありませんでしたが、常習犯であることは間違いない。もうそういうふうなことで、もし傍聴席に家族の方、お子さんが、小さい子がいたら、自分はどういうふうにして傍聴席を見ながら、その量刑に対して判断をもしかして甘くなったりするんじゃないだろうかなとか、そういうふうな気持ちは、今、終わりましたが、あれで自分の考え方はきちんと正しかったのかなと、落としどころが。立つ位置が間違っていなかったのかなあとか、こういうふうなふと思うときがありますね。悩むというわけじゃないんですよ。悩みじゃないんですけども、もうちょっと勉強が必要だったかな。

それともう一つは鉄道模型というのはわかりました。フィギュアというものね。これは私もやっぱり若くないですね。フィギュアというから、フィギュアスケートと思ったんです。何でわざわざフィギュアスケートを盗んでどないするんやろうかなというような話をしましたけど、やっぱりもうちょっと自分自身もそういうことの勉強も必要やなというふうなことは感じましたですね。

それと弁護士さんの考え方というのは、もう本人が認めていますから、あとはいかに下げてもらおうかということですから、当然家庭環境はこうでした、それから本人、けがした人に謝りの手紙も書いておられますとか、いろんなことが出てくるだろうなと。これは私、テレビの見過ぎやなと思っておるんですけども、大体、流れが大体そうなるんだなと思っていましたので、それは余り気にはなりませんでしたね。ですから、最初から認めているということになりますと、肩に力を入れてどうだということじゃなくて、さっき言ったように、ここだというところのポイントの落としどころですね。しかも非常階段から逃げている。最初から逃走経路を考えてやっているということをごいぐいと突っ込んでいって自分の落としどころを決めるということが大事だというふうに、経験で勉強させていただきました。

司会者：お話を伺って、はっとしましたけれども、まあ、確かにここを落としど

ころだというのは、この事案のポイントというのは、それは裁判官が刑の決め方がどうだと説明するということや、検察官や弁護士がこう言ったというよりは、その事案をどう見るかということについては虚心に見ていけばわかってくるということなのかもしれないですね。

私も裁判員の方に考え方を説明しながら、別にこれは当たり前のことですよねと。日常生活だってより悪いことをした人にはより重いお仕置きをすると、罰を与えると、スポーツの世界だって、より悪い反則をした人にはレッドカードで、もう少し悪くなければイエローカードだと。当たり前のことですよねという話をしておりますが、確かに普通に見れば、このあたりがこの事件のポイントになるんだということはおのずとわかってくるというところなのかもしれないですね。ありがとうございます。

検察官や弁護人の方、また途中で島田裁判官、私も入りましたけれども、ほかにこの当事者の活動の関係で御質問があればどうぞ。

泉川検察官：3番さんに伺いたい点なんですけれども、きょうお手元に冒頭陳述の写しなんかありますか。ちょっと細かくは入りませんので、簡単に見ていただきまして、検察官としますと、この事件はまず窃盗の事件がありまして、鉄道模型ですね。そして、第2事件としてフィギュアの窃盗とその逃走の際の傷害と。第2事件のほうが非常に重要であると考えておりました。ただ、その重要性だけで考えますと、窃盗事件というのは非常に小さくなるんですけれども、経緯としての位置づけがありますので、万引きを、盗みをしていて、ついに第2事件に至ったと。そういう経緯の位置づけなので、第1事件の記載スペースもある程度広いスペースをとっているんですけれども、このような広いスペースをとったことで、第2事件が重要だという意図がぼやけてしまっているのではないかという危惧もございます。その辺の、第2事件の重要性が薄れたとか、そういうような感想はありますか。

裁判員経験者3：それは全くありません。まず、第1事案ですけれども、これは常習犯の一つのあれやなという見方をしているんです。ですから、それよりも

傷害を負わせたということに対する、こちらのほうが非常に大きいなど。かつ第1, 第2事案とも続けているわけですから、これは常習犯であるから、常習犯プラス傷害の意図的な、どこまでの意図的があって、切りつけ、しかも2回も切りつけている。もしあれが顔に刺さっていたら、後ろを見ていませんので、必死でやっていますから、もしあれが目にあたったら大変なことであったなど。ですから、証人の方が重い罪に、重い刑にできるだけ処してほしいというふうに必死になって言うておりましたのはわからんでもないです。ですから大丈夫です。

泉川検察官：ありがとうございます。

高山弁護士：3番さんに今の関係でお尋ねしたいんですけども、検察官の冒頭陳述を聞かれて、ああ、これは常習性のある事案だなあと。しかも2件目に至ってはけがもさせていると。非常に危険なことだったと、そういうようなお話を聞かれた後に、弁護人の冒頭陳述を聞かれたと思うんですけども、私も今、手元に冒頭陳述のメモがあるんですけど、そこで語られていたのは、一番最初に、今回の件以外は万引きしていませんよというところから始まっているわけですけど、それを最初に聞かれたときにどんな印象でした。つまり御自身の印象と違ったわけですね。

裁判員経験者3：私らがいただいている情報というのは百の中のほんの一握りだと思うんですね。その中で判断していかなきゃいけないというのがあります。先ほどおっしゃったように、初めてですと言うんですけども、じゃあ、その方の家宅捜索をされたのかどうか。していないからそうですということなのか、いや、本人がそう言っているからあとしていないということ、そこら付近はわからないのです。ですから、私をもっと質問したかったのは、家宅捜索をした結果でもこの方は初めてですと、形跡はありませんと、質屋へ入れた形跡もないですとかというふうなところが不明のまま判断をしていかざるをえない。というところでございます。

高山弁護士：それでその後に冒頭陳述ですけども、弁護人が例えば謝罪文を渡

していることであるとか、あるいは被告人に知的障害があることだとか、そういったことを述べられたんですね。もうその時点で、量刑が争点の事件なんだということはもうおわかりだったと思うんですけども、そういった弁護人が挙げている事情というのは、恐らくこれは刑を軽くするために挙げているんだろうなということはおわかりになられたと思うんですが、実際、それをお聞きになって、なるほどそういうことがあるんだったら、それは刑は軽くする事情だなというふうにとめられたのか。何かその弁護人が言っている主張に対して何でそんなことを言っているのという疑問というか、違和感のようなものを感じられたのか。弁護人が一番最初に自分たちが主張したいことはこういうことですといった場面で、冒頭陳述の結果をどういうふうにとめられたのか、印象でいいんですけどね。

裁判員経験者3：大体、こういう流れで来るだろうと、弁護人側の流れが来るだろうというのは想定内でしたですね。ですから特に、ただ本人もかわいそうだなということはありません。ただし、今までの生き立ちがどうだからというようなところを論点にしようとは思わなかったですね。それを言い出したら、皆、生まれ育ちがもっと貧乏な人もおる。だから、それは一つの流れでちょっと軽くつまむ程度であって、奥様もいろいろ事情があって離婚されたという、それもかわいそうな部分もあるんだけど、だからといって、窃盗して傷害していいというわけでもないし。ただ、弁護人の立場としての活動はそういうことだろうなということは想定内だというふうには思っておりました。

高山弁護士：ありがとうございます。

司会者：当事者の活動の関係で、もう少し細かい質問事項でも、高山弁護士からでも泉川検事からでもあれば。

泉川検察官：4番さんにちょっと質問させていただきたいんですけども、この事件では、細かい点かもしれませんが、事実の争点がございまして、被告人が包丁を手放して、犯罪をやめようと思った時点が、店内なのか、店を出た後なのかという点が争点になっていたと思うんです。その点について、検察官の立

証としまして、被告人が包丁を持っていたので、被害者の方もその包丁を持ちながら、両名が持っていて、それで被害者の人は手がふさがっていたので背中
で出入り口の自動ドアのボタンを押して外に出たんだと、そういう流れの立証
をしていたんですけれども。この点が重要と考えていたんですが、実際、その
立証をごらんになって、そのとおりであるというふうに思われたか、それとも
その点についての重要性は余り感じられなかったかという点はいかがでしょう
か。

裁判員経験者 4： 検察と弁護側とそこが違っていたわけですけど、主張される
ところが。それで、結果的に判決としては検察の主張を支持するみたいな形にな
ったわけですけども、そのやりとりの中では、弁護側のほうというのも確かに
そうじゃないかなと思うときもあったし、検察のほうの説得力があるなと思
ったときもありますし、それはいろいろ揺れたところがあります。

ただ、これが結構裁判の争点みたいな、検察と弁護の言い分で違うというふ
うなところではありましたけれども、判決につながるような争点では余りなか
ったんじゃないかなと。店内で包丁を放そうが、店外で放していようが、余り
今回のこの事件に関しての本質的なところでは、それはなかったんじゃないか
なと思っています。

泉川検察官： そのことでは確かに検察側もいろいろそうだなと思わせていただ
くところがありまして、今になっての感想でいいんですけれども、例えば、この
事件の論告を見ましても、一応、その包丁を放した時点が争点とされておしま
したので、論告においても放した時点がいつなのかということを論証していっ
たわけなんですけれども、むしろ結論との影響が少ないのであれば、このよう
な、とりたてて包丁を放した時期がいつなのか、いつだと言える理由はこうな
んだということをあえて詳細に論証する必要まで、それ自体なかったというよ
うなお考えですか。

裁判員経験者 4： もし検察の方が、これ執行猶予がついたわけですけども、執行
猶予がつかないような求刑どおりの判決を望まれていたのなら、もしかしたら

結果的にやっぱりそれは失敗だったかなという気がします。だから、違ったところももっと主張されたほうが何か印象が変わることがあったかもしれません。

泉川検察官：この包丁を手放した時期についての話が訴訟の中で展開されることによって、少し量刑に関する主張，立証のポイントがぼやけているような，そんな印象ですか。

裁判員経験者 4：ぼやけることはなかったですけど，被告人，弁護人のほうは店内で包丁の手を放したと言っていて，それで検察の側は店外までずうっと包丁を持ち続けていたということなんですけれども，ただ，被害者の店員さんが被告人の手を押さえていたがゆえに包丁を手放せなかったというような，そういうような感じで，事実認定につながっていったんじゃないかなと思うんですけれども。だから，そういう部分で余り，どうでもいいといたら何なんですけれども，この事件の本質的なところではなかったかなという気がします。

泉川検察官：ありがとうございます。

高山弁護士：5番さんにお尋ねしたいんですけれども，5番さんの事案は実は一部否認があった事件なんですよね。財布をとったかどうかについては争いがあったということなんですよね。とられたと思った被害者が取り返しに行ったら殴られたということだけでも，被告人は財布自体，実はとっていないんですというような主張をしていた事案だったと思うんですが，これ，まず最初に検察官の冒頭陳述を聞かれますよね。こういう事件なんですという話を聞いた後に，弁護人が冒頭陳述をしたと思うんですけれども，そこでは実は財布はとっていないんですよという話があったかと思うんです。その検察官と弁護人の話を聞いた後の印象なんですけれども，弁護人の言うようなことがあり得るのかなという形でその冒頭陳述が聞けたのか，どうなのかなと，ちょっとお聞きしたいんですけれども，覚えておいででしょうかね。

裁判員経験者 5：この事件というのは商店街のカメラが5カ所，6カ所も映っているんですよ。それでみんなで見ると，これは，それも夜中で，その犯行に及ん

だ方がもう完全にその人の後ろを回ってきて、その人の後ろについてずうっと狙っているというのがもう映っていて、それでも弁護士の方が、いや、つまりいたんですという話を逆にされてしまったので、私、弁護士の人、大変やなと思ったぐらいに、証拠というよりも、画像がもうずうっとそれを。それと殴り合いが始まって、近所の人を抑えに来るまでずっと映っているんですよ。だから、それからいうと、検察官の人はもうしっかりと論理立ててこうだ、こうだ、こうだということを言われたんですけど、弁護士の方は、確かに犯人の方が殴ったというのも、相手がけがしているので、これはもう、要はやっていないと言いやがないので、もうその場で警察の人が来て押さえられているので、それからいうと、私はこの事件の弁護士の方、2名おられたんですけど、大変やっつちやうかなという気が残っています。

高山弁護士：そうすると、今の話はまだ冒頭陳述の段階というのはまだ証拠は見えていないわけですけども、弁護人がそうやって窃盗はなかったと話した。その後、防犯ビデオが流れたわけですね、法廷でね。それを見たら、じゃあ、さっきの弁護人の主張は何だったんだという感じで、あれれれれとなってしまうと。

裁判員経験者5：大体そんな感じですよ。

高山弁護士：なるほど、よくわかりました。

司会者：今、4番の方と5番の方で出ていた話というのは、切り口は違うんですけども、それぞれ同じところに行き着くところで、片や検察官が、手放したかどうかというようなところを主張、立証しようとしていて、どちらか確定したところで余り意味がないんじゃないのという検察官の主張の問題と。それから、5番の事件の場合は、防犯カメラの映像からすると、これはもう明らかだというようなことが、誰が見ても明らかかなようなところを弁護人が主張していたがために、それは何のためにやっているのという立証活動になっていたと。だから、それぞれ理由は違うんですけども、4番の場合は検察官の問題、5番の場合は弁護人の問題として、もともとそのあたりというのは審理すべきこ

とだったのかなというような御意見だということになるんでしょうかね。それはふたを開けてみないとわからなかったわけですがけれども、振り返ってみると、そのあたりがきれいに整理されていれば、もう少しすっきりとわかりやすい審理になっていたということになるのかなと思いますかね。

高山弁護士：今の話の観点で、1番から3番の皆さんにちょっと思い出していただきたいんですけども、弁護人や検察官が、私の立場は弁護士なので、弁護士の側からでもいいですけども、一生懸命言っているんですけども、え、何でそうなの、何でそれをこんなに言うのと思われたようなことがもしありましたら、1つずつでも挙げていただけると大変参考になるんですけども、いかがでしょう。

裁判員経験者1：ちょっと意地悪っぽくなってしまいかもしれないんですが、この件の刑を決めるときについても、弁護士の方が、被害者の方が寛大な処分を望んでおられますというお話をされて、きっとそういうお話があったのかもしれないんですけども、普通の市民感覚からすると、殴られて、けがをされた方が、本当に被告人に対して寛大な処分を望まれているんだろうかというのは素直に思ってしまいました。そうなのかもしれないんですけども、本当に弁護士の方が量刑を下げるためにそういう言い方をされているのかなというのを思いました。

高山弁護士：恐らく、私も全てを見ていないんですが、示談書という証拠書類が出ていて、その中で被害者の方が寛大な処分がいいですよというような文章があったのかなという気がするんですけども、そんな感じですかね。

裁判員経験者1：こんなふうに、確かに示談はされているんだろうけれども、本当に被害を受けた方がそこまで寛大な処分を望んでいらっしゃるのかなというのは思いました。

高山弁護士：そうすると、もしその被害者の方が実際に法廷に出てこられて、もう私は寛大な処分がいいですと、直接話せばまた印象は違うかもしれない。

裁判員経験者1：そうですね。またそれは違ったと思います。

高山弁護士：わかりました。2番や3番の方も同じようなことがございましたら。

裁判員経験者2：特にはないです。

高山弁護士：なければ結構です。3番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者3：誤解してとられたら困るんですが、私は担当した事案というのは非常にシンプルですので、逆にこの裁判員制度ができたがために、非常に裁判所も弁護士さんも検察側も2倍ぐらいの手間がかかってきているんじゃないだろうかなというふうに感じました。なぜかという、非常に丁寧なんです。4回、5回、出させてもらいましたけどね。そのたびに資料をつくっていただいたり、私らにわかりやすいような資料を。非常に丁寧に、いろいろ裁判長も懇談に一緒に入って、いろんな事例、判例とか、いろんな手間をかけて私らに教えてくれるわけですね。ですから、非常に時間と労力を費やしてくれているなど、非常にありがたいことなんですけども。極端にいうと、これは裁判長1人でぱっぱっぱと決められるんじゃないかなと、ふと思ったりもするんですね。裁判員、私らが出て、どうのこうのといっって、どこが論点かと、どこまで悪質性があるか、そこだけの論点で、私の場合はですよ、見ていましたから、気の毒な気がしましてね。だから、これは裁判員制度にかけるもの、これはもう裁判所と検察官と弁護士でもう略式でさっさと決めてしまうものとか、そういうスピーディーな方法もあってもいいのかなと思ったりもしているんです。全部が全部かけるんじゃなくて、私の個人的な意見です。

高山弁護士：3番さんの事件では、被告人自身が自分で書いた謝罪文というのが出てきたかと思うんです。覚えていらっしゃるでしょうか。自分で書いた直筆の手紙だったと思うんですけれども、それを弁護人は、いや、この手紙は被告人が初めて書いた手紙ですと、誤字脱字はたくさんありますけれども一生懸命書きましたというような趣旨のことを言われたかと思うんですが、覚えていらっしゃるでしょうか。

裁判員経験者3：はい。

高山弁護士：それは何か量刑を判断するに際して、何らかの影響はありましたでしょうか。

裁判員経験者 3：私の心が冷たいのかもしれませんが、非常にクールでして、そういう手紙とかは出てくるだろうなというふうにもう想定していましたから、そんなもんですかねと。まあ、一生懸命頑張っているなど。ただ、再犯してくれなければいいけどなあという思いは強かったですね。

高山弁護士：そういう謝罪文的なものが全く出てこないと、それはそれで心配というところにはなるのでしょうか。

裁判員経験者 3：その文章があったからこの人は非常に反省しているとか、そういう尺度のほんのちょっとですね。あろうが、なかろうが、もっと犯罪という行為のところしか目線は、私の場合ですよ。だから、何人かおるからいいなと思うんです。私1人でたったか決めてしまったらおかしくなります、偏りますのでね。

高山弁護士：よくわかりました。ありがとうございます。

司会者：ちょうど進行予定の第2の2のところに入り始めていて、当事者の主張、立証活動はわかりやすかったですかというような切り口のところから、そもそも必要がありましたかというような話のところに進んできて、今、全員の5人の方からこのあたりの証拠は要るのか、どうなのかと、必要性のところについてお話を伺うことができたような気がいたします。

この必要性というような観点のところに入ってまいりましたので、そういった切り口からさらに質問があれば、検察官、弁護士、裁判官からでも、あれば、質問していただければと思いますが。

高山弁護士：1番さんにお尋ねしたいんですけども、事実には争いがない事件でしたので、弁護人側の立証としては、反省していること、先ほど示談書は要らなかったんじゃない、示談書の寛大な処分をとというのは、そのまま受け取るとはできないという話がありましたが、そのほか、情状証人として被告人のお母さんが出てきたかと思うんですね。それと、被告人自身が書いた反省文が出てきたかと思うんですが、このあたりはお聞きになっていて、どんなふうな印象を受けられたのか、あるいはお母さんに聞くんだったら、こんなことを聞いたほ

うがいいんじゃないかと思ったとか、何か感想めいたものでも結構ですので教えていただけますか。

裁判員経験者 1：被告人の反省文というのは、大体こういうことを書かれるんじゃないかなというように述べられていたなと思いました。やっぱり強盗致傷、プラスこの方は覚せい剤をずうっと常習していて、この強盗致傷の後にもそういうことをしてしまったにもかかわらず、2度も覚せい剤を使用しているというのもありましたので、やっぱり私の感覚からすると、この人、本当に更生するのかなというのがありました。お母さんもたしか義理のお母さん、お嫁さんのお母さんで、じゃあ、奥さんと別れられたら、もしかしたらお母さんの保護はなくなっちゃうのかなとか、いろいろ一般の生活している感覚からすると、じゃあ、この人は誰が見てくれるのかなとか思うと、その後の、出てこられてからのプロセスが更生したいという気持ちだけだったので、そのあたりを具体的に、例えばこういう予定で社会復帰する予定でいますというところをもう少し具体的に説明していただくと、この人は本当に頑張ろうとしているんだなと、もうきっと罪を犯さないんだなというように、もう少し量刑を下げて、家族に早く会わせてあげるべきじゃないのかなというふうに考えられたのではないかなと思いました。

高山弁護士：そうすると、もう一声欲しかったという感じなんですかね。

裁判員経験者 1：そうですね。その刑期を終えた先のことを具体的に説明していただいたほうが、一般市民としてはもっと被告人の方の気持ちに、更生したいという気持ちに寄り添えたというか、なれたんではないかなと思いました。

高山弁護士：出てきた後のことについてどうかということでは不安が残っているとちょっと安心ができない。安心ができないと、やっぱり早く出してよと言われても、なかなかそれに共感ができないと、こういうこと。

裁判員経験者 1：そうです。それはどうなるかは本当にわからないことなんですけれども、やっぱり出てからのプロセスというのを具体的に示していただけると、より量刑を情状酌量、もう少し量刑を下げたいなというふうに思えたと思

います。

高山弁護士：2番の方も情状証人の方が出てこられたかと思うんですけれども、同じような質問ですが、聞いていて、なるほどと思われた部分があるのかとか、あるいは何でこれを聞いているのかなという釈然としないところがあったとか、もしそういう感想のようなものがあればお願いします。

裁判員経験者2：そういう方がいないとしようがないなというふうに思っていますので、結局、そういうのがなしで、あるいは本人の反省文とか、なければそれはもうあり得ない話なので、基本的にそういう反省があったり、あるいは家族の方が、もちろん言葉だけかもしれませんが、まあ、帰ってきたらちゃんとしていきますということを言われれば、そういうふうなことを我々考えて、じゃあ、少し考えましょうということにしないと、世の中成り立たないと思うんですね。いつまでも犯罪を犯して、どんどんと懲役でというふうにやっていくのではなくて、やはり人間として、どこかでストップがかからないといけなわけです。この子たち、実際は未成年の子も含まれていましたので、被告人はもう成年になっておりましたけども、なってすぐだったんです。もっと前に捕まえてほしかったなと、僕なんか思ったんですけれども。高校も中退してましたのでね。まずはやっぱり高校教師が何とかすべきだった、私も関係者なんでそう思うんですけれども。その後、やはり少年課の方たちが頑張っていたくしかなかった。どこかでやっぱりストップをかけていく必要があったんではないかということを考えると、やはりそのような証人の方が出てこられて当たり前の話だし、ないという方もいらっしゃるんで、そういう場合は後見人の方とか、社会的なルールで、そういったものが必要なのかなというふうには強く思いますので、出てきて当然の話だなというふうには思いました。本人も反省しているということでしたので、それはそれでよかったかなと思います。かといって、この事件が、だからなしというわけにはいきませんので、それは量刑していくという形で考えています。

高山弁護士：ありがとうございます。

島田裁判官：今の反省ということについて少し話が深まってきているのでお伺いしたいんですけども、弁護人が被告人の反省のあらわし方として、一つは反省文を本人に書いてもらって、それを裁判所に提出するという形で証拠にするというやり方があります。それから被告人自身が法廷で自分の今の反省の気持ちというのを自分の口で話すという場面もあったかと思うんですけども、それって2つとも必要なのか、それともどちらかでいいのか、あるいは時期が違うので、書いたときと、やっぱり法廷で実際に裁判を受けているときの心境というのはまた違うものがあるかもしれないので、両方聞いたほうがいいのか、そのあたりで何か感じたところがあったら教えていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：私の裁判のときには反省とかそういう、何も出てこなかったと思うんですよ。何も全然なかったもので、反省しているのかなというのしかちょっと。

高山弁護士：あんまり出てきていないですね、確かに。

裁判員経験者 5：ないですよ。

島田裁判官：4番さん。

裁判員経験者 4：私の場合は反省文はなくて、裁判の過程で被告人の方が反省の弁を述べられていましたので、それで、だから反省文とダブルで必要かどうかというのは、その反省文を見てみないことにはわからないし、何とも言えないですね。それで逆効果になることも、もしかしたらあるかもしれないし、相乗効果になることもあるかもしれないし、それは何とも言えないと思います。

私自身では、心の中はわからないんですよ。きちんとやはり反省の弁を言うということは、それは評価はしなきゃいけないなと思います。

島田裁判官：反省文と被告人本人の口から語る、両方のパターンがあった方はいらっしゃるでしょうか。

裁判員経験者 2：両方ありました。

高山弁護士：皆さんにお聞きしたいんですが、5番さんは余り被告人の反省が出

てこなかったということなので、ほかの皆さんにお聞きしたいんですけども、
どういう場面で、あ、この被告人は反省しているんだなというふうに感じたの
か、この場面というのがありますでしょうかね。例えば、反省文を見ていると
きなのか、あるいは被告人質問に答えているときなのか、あるいは裁判の最中
の態度なのか、何かこの被告人が、あ、反省しているのかなと思えた場面、あ
るいは逆に、え、大丈夫、この人、本当に反省しているのと思うような場面が
もしあったのであれば、ちょっとそういうあたりは弁護人として関心がある
ところなので、ぜひ教えていただきたいんですが。どうでしょう。順番にお聞き
しましょうか。

裁判員経験者 1：裁判を通じては余り被告人の方は反省しているなという態度は
見られなくて、もちろん真摯に聞いているんだなということはあったんですけ
れども、どちらかというと、周りの方が一生懸命、義理のお母さんであったり、
奥様であったりが、お願いですから量刑を下げてくださいというふう
におっしゃった、そういう気持ちのほう証言とかを聞きまして伝わってきまし
た。

高山弁護士：結局、そうはいいながら、弁護人は深く反省していますということ
を一生懸命弁論で言いましたよね。

裁判員経験者 1：そうですね。

高山弁護士：それとのギャップというか、その辺はどうなんですか。

裁判員経験者 1：ですので、そういう反省文を読んでいらっしゃるところを見て、
ちょっとギャップを感じたというか、周りの支えようとしてくれている方はい
らっしゃるけど、本人自身はどうなんだろうなというのを、逆に文章を聞いて
感じました。

高山弁護士：2番さん、いかがですか。

裁判員経験者 2：私も職業柄、信じないと仕方がないので、それはもうそういう
ふうで反省しているのが現在の姿なんだなと。ただ、それでまた繰り返すかも
しれないというのは、もちろん当然考えられるわけですけども、それがまず

やはり必要なので、それはそんなふうにもず考えていました。

高山弁護士：しかし、それを信じられるような振る舞いではあったということですかね。

裁判員経験者 2：もう少し若ければ絶対信用していたと思います。成人ですので。

高山弁護士：3番さん、いかがですか。

裁判員経験者 3：被告人は知的障害が少しありましたので、お話しなさるのもちょっと稚拙な部分がありました。まあ、精いっぱいしゃべっているんだろうと思いますけども、要領よくしゃべれるということでもありませんでしたので、お手紙を書くのが精いっぱいだったろうなど。また、弁護士のほうからも当然こういうのはしとくべきよというアドバイスもあったから本人も書けるんじゃないかかなど。ですから、そこら付近は絵が大抵読めていたなど、私は判断していたんですけども、証人の方が立たれたときに、けがされた方ね。私は非常に印象あるのは、この方に非常に重い罪を科してほしいというふうな、表現はちょっと違いますよ。違いますけども、あれはやっぱりインパクトが強かったですね。ですから、証人は強いインパクトがあるのと、被告人は知的障害のために稚拙な表現しかできない、手紙を書く。このギャップといいましようかね。

高山弁護士：4番さんにお尋ねしたいんですけども、執行猶予になった事案ですので、被告人の反省ということは、どんなふうな受けとめ方をされましたでしょうか。

裁判員経験者 4：印象としては誠実に事件に向かい合っているという印象は裁判の最初からずっと最後まで印象を受けていました。一番印象が強くなったのは、その被告人の質問ですとか、被告人の最終陳述とか、そういうところだったと思いますけれども。

高山弁護士：ちなみに最終陳述ではどのような話を。何か印象に残っているような。

裁判員経験者 4：いや、ちょっと具体的には余りよく覚えていないですけど、反

省しているなど。

高山弁護士：反省していると、伝わってきたと。

裁判員経験者 4：ただ、それは内心はどう思っているのかみたいな、内心なんて絶対わからないことだから、ですけれども、きちんとやはりそういった言葉で反省している面は、言葉として言っているというのは評価されると思いますし、個人的には反省している感じは伝わってきました。

高山弁護士：ありがとうございます。

島田裁判官：反省の問題を離れて、刑を決める大きな要素としては、冒頭のほうに話があったとおり、実際にどのような犯罪行為が行われたのかと、その結果であるとか、やり方であるとか、なぜそういう事件を起こすに至ったのか、そういう理由とか動機、そういったものが重要だろうということで、この今回の量刑に関する当事者の主張、立証活動について感想を伺っているというところではあるんですけども、そういう刑を決めるポイントとなる、重要なポイント、そのあたりの証拠の方法として、どういう形で調べたらうまく伝わってくるのか。あるいはこういうやり方だったので余り伝わってこなかったというようなことがもしあったら教えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

司会者：先ほど3番の方から被害者のお話が出ていましたので、どの犯罪にも被害者がいらっしゃるわけですけども、被害者の方が法廷にいらっしゃった、来た事件と、法廷にいらっしゃらなかった事件があります。たしか1番、2番の方がいなかったんですね。3番、4番、5番の方は法廷に被害者の方がいらっしゃって、それで2つの切り口があると思うんですけど、まず、先ほど3番の方がおっしゃっていたように、被害者の方がどのような苦しみを受けたかというような、そういった観点のことが、やはり被害者御自身の口から聞くことによって、被害者の受けた被害というのはよくわかったというようなことは言えるのかというのがまず一つと。

それから、それはそれとして、どのような犯行だったのかということについて、被告人の話だけではなく、被害者の話を聞くことによって、よりわかるよ

うになったというようなことがあるのかと。主にこの2つの観点だと思うんですけども、このあたりについて、被害者の話を聞いたという方からまず伺っていきましょう。どうでしょうか、3番の方がちょうど先ほど御意見を拝聴したところですので、そこからもう一度さらにつけ加えておっしゃるようなことがあれば、被害者からお話を伺った感想ということについてですけども。

裁判員経験者3：特にはないです。

司会者：特にはないですか。4番の方、5番の方ですが、4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：店員さんが来て、もみ合いになって、包丁をとろうとしてもみ合いになってけがをされたという、その店員さんが来られたんですけども、何かよく報道とかそういうので被害者感情とか聞くと、先ほどどなたかも言われていましたけども、最も重い刑を望みますみたいなことを言われる被害者の方をよく見聞きしますけども、私の裁判では被害者の方は、何かすごく興味深い発言をされていて、適正な判決を望まれますと言われていて、何かこっちに委ねられて、何かなという感じもあるんですけども。ただ、やはりその言葉は軽い刑を望むというわけではもちろんないけれども、重い刑を望んではないというニュアンスがある言葉だと思った。

司会者：5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：被害を受けた方は淡々と、事実だけを述べられていたんですけども、最後に、全治たしか2か月ぐらいだったんですけども、今もやっぱりこういうふうな感じで、何かちょっと残っているんですということも言われたんですけども、それでもやはり被告人をどうせいという話はなかったと思うんですけども、何でそんなことを言い合っているのかなというのをずっと考えておったんですよ、当時。何とか本当に今けがをしているので、やっぱり完治しないのを、誰かに何とかしてほしいという、そういうことを言っておられるような感じがひしひしと感じたと。だから、裁判とはちょっと別の次元の話かなというのとは一つありましたね。被害者の方のおっしゃることをずうっと聞いて、

ただそんな気はしました。罪をどうせいというのは、そんなになかったような気がします。

司会者：被害者の方のお気持ちというのが、3番、4番、5番の方が余り強いお気持ちはなかったというようなことですが、先ほどの被告人の反省ということについては、そういうことをするだろうとか、情状証人という話についても、まあ、それはあるものだよなということで、ある意味で冷静な受けとめ方をされておったようですけれども、やはりこの被害者の方は、3番、4番、5番の方はいずれも冷静な形で被害者の方はおっしゃっていたわけですが、それは被害者がそう言っているから、じゃあ、軽くしようかとか、重くしようかというようなことに特に影響を受けることはなく、それはそれとしてという判断をされたということと伺ってよろしいのでしょうか。

3番の方なんかいかがでしょうか。

裁判員経験者3：一番私が不安なのは、例えば、10年と仮に求刑があって、8年が妥当という答えになるのか、10年でいいのかとか、そこら付近の落としどころといいましょうか、これは難しいところだな。そういうふうなところも慮って、過去の事例を見させていただきました。非常に参考になりました。それが非常に大きく影響しているなというふうの一つ思っています。

片やもう一つ立つ位置を変えまして、よく判例、判決が、過去の、非常にそれが重要になっているということはいろいろなところで聞くんですけれども、何十年も前の過去の事例、判例とか、もう世代も変わり、世の中も変わってくるわけですから、いつまでもその判例だけをベースにして考えるのもいかんし、されば新しく変わって、どこが変わったからどうするべきやというようなところの知識をまだ持ち合わせていないんですね。ここら付近はジレンマに入るところですね。世の中変わった、変わったというけども、わかりませんね、そこら付近は、悩むところですね、以上です。

司会者：1番と2番の方に、今の観点でお伺いしたいんですけど、なかったものはいたし方ないわけですが、被害者の方がお越しになって直接話を聞いて

たら、この事件の見方、少し変わったんじゃないだろうかとか、話を聞いてみたかったとか思われたということはございませんでしょうか。いかがですか。

1 番の方。

裁判員経験者 1：私は被害者の方が寛大な処分を望んでおられますということに疑問を持ってしまったので、もしさつきも言ったんですけれども、被害者の方が出廷されて、そういうふうにならば、強盗致傷の件はそれはそれで本人同士で片づいたから、そういうことでいいのかなというふうには思ったと思います。

司会者：2 番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：ある程度、グループでやっているという犯罪ですので、そのうちの一員として彼もやっていた。まとめ役みたいな感じではあったんですけどね。リーダーではないですけど、まとめ役みたいなことだったんですけども、かなり集団で来られれば確かに被害者の方は怖かったでしょうし、それから車も利用しているという部分もありまして、そこからまた A T M に引き出しに行くというふうなこともあったので、かなり悪質は悪質なんですけれども、しかし一応示談の成立、あるいはもう寛大なという、あるいはもう一任しますというふうなこともありましたので、出てこられれば確かにそういう印象をまた受けたかもしれませんが、この時点では特に考えなかったです。

司会者：気持ちの話とまた別に、どういう事件だったかというような点について、3 番、4 番、5 番の方は直接被害者が来ていますから、詳しく話をすることになるんだと思います。被告人は被告人でどんなことがあったかという話をし、被害者は被害者でどんなことがあったか詳しく話をしたわけですが、書面の読み上げという形で事件の内容は聞くことになったということでしょうけれども、直接この点を確認したかった。被害者の方に、実はどうだったのかとかということが気になるというようなことはございませんでしたでしょうか。

2 番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：1 つ気になったのは、例えば、ある程度深夜に行われていたこ

とですので、ある程度被害者の方も、もしかしたら加害者だったかもしれないみたいな部分があって、その部分は余り被害が起きていない、その件はお互いによくわかっていたみたいな感じだったんですけれども、あるいは深夜に行われていることですので、そういう場も設定されているというか、そういったところで出会って、行われているということですので、確かに彼らがやっていることは当然いけないことなんですけれども、何かそういう事件が起きてしまう背景というのは少しやはり、かなり気にはなりました。ただし怖かっただろうなというふうには思いますけれども。

司会者：1番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者1：この事件は1対1ではなくて複数、共犯者としていて、見ず知らずの方が、全く面識もなくそういう強盗に遭ってしまったということだったので、やっぱり被害者の感情、特別な恐怖心や加害者とは違う観点というのが、見方があったと思うので、出廷していただいて、被害者の観点からどのような状況で被害を受けたのかというのをお聞きすると、また違う判断ができたのかなと思います。

高山弁護士：話が少しずれてもいいでしょうか。先ほど少し量刑の表を見せてもらって参考になったという話が3番さんからありましたので、ほかの方にお尋ねしたいんですけれども。

1番さんの事件では、最終的に強盗致傷の事件については酌量減軽というのを使って3年と、本当の下限は6年のところを3年だったようですけれども、そのあたり、弁護人は弁論の中で強盗致傷罪も酌量減軽をすることができるんですよというのがわかるような何か表をつけたらしいんですが、ちょっと私の手元にはないんですけれども、覚えていらっしゃるでしょうか。

裁判員経験者1：覚えていないかもしれない。

司会者：幅を、大体これくらいからと。

裁判員経験者1：そうです、幅を示して。

司会者：ピンポイントじゃないですよ。

裁判員経験者 1：そうです。幅を示していただいて、それを超えるのは、やっぱり素人判断ではよくないなというのが参加した皆さん思っただけだったように思います。

司会者：幅という意味では、こちらを聞いたほうがいいのかな。幅という意味では、それぞれの裁判体でどのような評議をするかはともかく、求刑というのがあって、検察官が、この1番さんの事件では、第1事件については4年、第2事件については2年というものが示されていて、それぞれ2番さん、3番さんのものはあると。弁護人は片やそれよりも比較的軽いものの、このぐらいが適当だという話があるとは思いますが、これはそれなりの意味を持っていたのか、それはそれとしてということなのかと、こうお尋ねしたらいいのかもしれないですね。だから、やはり求刑というのがあるので、まあ、これは重い、重く受けとめなきゃいけない、天井になってくるのかなとか、そのあたりの感覚はどうなのかな。

高山弁護士：今の質問に加えて、ついでに、1番さん、ほかの方も何人かいらっしゃいますが、弁護人が特段、1番さんの事件では量刑意見は言っていないで、寛大な判決をお願いしますという弁論だと思うんですけども、それがどんなふうに受けとめられたかについてあわせて教えてください。

裁判員経験者 1：寛大なのというのはやっぱり初めて裁判を裁判員としてかかわる者にとっては非常に曖昧な表現だなと思いました。やっぱり被告人のそういう生き立ちとかを聞いていると、冷静に見なければいけないんですけども、どうしても寛大と言われても、何か個人的な気持ちとか、そういうので、何とかかなと思ってしまったりとかいうので、できれば、例えば何年とか言っていたほうが、逆に、もちろんそれをうのみにするわけではないんですけども、判断しやすいと思いました。

高山弁護士：3番の方は弁護人はやはり寛大な判決ということだったんですけども、検察官の求刑が7年でしたかね。最終的には6年の判決でしたが、その求刑を聞いて、弁護人は寛大と言っていると、そのあたりの当事者の意見とい

うのは実際どんなふうな受けとめられ方をしました。

裁判員経験者 3： どうなのでしょう。例えば、10点法という、4点法でもいいんですけれども、例えば凶悪度、10点法のうちの9点、それから反省度、何点、更生可能性、何点、それからいろいろ項目があって、それをプラスマイナスいろいろやって、総合的に87点とかというふうな、一つの尺度、数字の尺度になるものが出てくると、非常に自分でも納得しやすいなど。ノーベル賞をもらった方、文学賞か、曖昧という、日本人の曖昧という、これで済ませる部分と済まされない部分があるんじゃないだろうかなと。私は今もってあれでよかったかなと、ふと思い出すというのはそこなんです。皆、それぞれ一生懸命検討しました。もう、ああじゃ、こうじゃ、いろんな例も踏まえて。ですから、よく人によってはずうっと後を引いているとかいうような方もいらっしゃる。それは凶悪の、私のような事案は本当に軽いものですから、後引くも引かないも。ただ、そういう一つのあれがあってもいいのかなというふうな気がしましたですね。

私、長年民謡をやっていると、コンクールがありますと、あの人は、80, 137.25とかくるんですね。それは10点法でポイントをとっている。声の張りがいいだとか、どうだこうだとか。そういうのをやっていますので、そうすると、納得するんです、本人もね。そういうのも一つあってもいいかなと思ったりもしました。

高山弁護士： 4番さんは弁護人は執行猶予を求めているという意見を述べているわけですが、弁護人がこの事件で執行猶予を求めているのだというのがわかったのは、この弁論の時点なのでしょうか、それとももっと早い段階で、その弁護人のほうが執行猶予を求めているのがわかっていたんでしょうか。

裁判員経験者 4： それ、ちょっと記憶にはないですけど。ただ、被告人が犯罪自体を認めているから有罪は決まっていて、有罪の中で幅をどうするかということだったと思いますけれども。弁護人がだからそれを最初のほうに言ったか、一番最後のときに言ったかというのはちょっと覚えていませんね。

高山弁護士：私からの質問は、この弁護人が最終的に執行猶予を求めるという心づもりでいるのであれば、早い段階からそのことを言ってくればいろいろな証拠を見るときに判断、有罪であることは前提ですから、この人を刑務所に入れるべきなのか、入れなくてもいいのかという観点で、ずうっと最初から証拠調べを見たほうがよかったのか、有罪は有罪だけでも、量刑はこういう意見なんだと、最後に聞かされても、別にそれは余り変わりがないのか、どちらでしょうかね。

裁判員経験者 4：今回のケースに関してはそれがどこだったかは、初めにあったかどうか覚えていないですけれども、ただ、執行猶予をつけるかどうかというのは意識としてはもう最初から。

泉川検察官：4番さんに、こちらの検察官のほうからいいでしょうか。今も少しお話が出ていたんですけれども、検察官のほうから論告という形で、実際に重視していただきたい量刑事情として、動機の身勝手さであるとか、犯行態様の危険性とか、被害結果とか、列挙した6点、主張しているんですけれども、その結論の今回の判決を踏まえますと、4番さんも、この点の検察官の主張にちょっと賛同しがたいなというものがあれば、率直な御意見を伺いたいなと思うんですけれども。むしろ最終結論はそういう論告のここの部分に賛同できなかったという意味ではないのか、それとも個々の検察官の主張にちょっと違和感を感じられたのかというのはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：検察側の方の主張もごもつともという印象で、ここにある6点もそれはそれで説得力があることですのでけれども、ただ、例えば、さっき、動機が身勝手って、例えば犯罪なんか全部動機が身勝手じゃないかとか、そういうのはあると思います。

司会者：5番の方はいかがでしょう。求刑と弁護人の科刑意見の、その受けとめ方。

裁判員経験者 5：私の個人的な印象、記憶なんですけれども、初め、検察官が言われた年度と、皆さん、もちろん裁判官の方が前例を言われて、これこれこうだ

と。もともと、一番初め、私、言いましたように、これって本当に裁判になるのかというのをうまいこと裁判官の人が説明していただいたんですよ。要は、こっち側だけだったら、ただ単にけんか両成敗で終わっているかもわからないと、こっち側だけだったら、これこれこうだというのを、わかりやすく庶民感覚で教えていただいた。

司会者：最後のところまで行きました。検察官，弁護士，質問は以上でよろしいでしょうか。

司会者：報道機関の人からありますか，どうぞ。

記者：よろしくお願ひします。

熱心な意見交換会でお疲れのところ申しわけないんですけども，1点だけ皆様のお話を聞かせてもらえればと思います。

ちょっと，私，皆様が御担当された個別の事件の資料が手元にあるわけではないので，ちょっと総論的な，どちらかというところ，一般論に近いような話になってしまうんですけども，裁判員の方への心的負担への配慮をどれほど望んでいるかという点についてお伺ひします。

というのも，証拠として，例えば，皆さんの場合だとおけがをされているので，傷口の写真なんかも見られた方もいらっしゃるかもしれませんが，大きな事件になると，そういったものが写真ではなくて絵になったり，そして裁判員の方が直接目にされても負担がないようにされるケースもありまして，ものによっては，先ほど5番さんの話では，防犯カメラの映像なんかで犯行現場の動画を見られたりもしているケースがあるようですが，それに対しても，この殴る，蹴るの動く動画を見せるのは負担になるのではないかとあって，証拠にならなかったケースもございます。裁判員の方にどれだけ配慮をするのかというのが一つ，裁判員，もうすぐ5年になりますが，テーマになると思っておりまして，それで，皆さんとしてどれほどそういうショッキングな証拠に対して配慮が欲しいと思われるのか，それとも刑事事件の裁判にかかわる被告人や被害者の人生にかかわるにおいて，しっかり判断したいので，どちらかというところ

あるものは全て見せてほしいと、それぐらいの覚悟を持っているんだという感情でいらっしゃるのかというところについてお聞かせ願えればと思います。よろしくをお願いします。

司会者：一般論としてのあれはお答えしにくいでしょうし、せっかく具体的な事件を担当されていますから、今、法曹三者でもそういった配慮はできるだけするような形で証拠調べを行っているわけですが、配慮を行った結果、特に御自分の担当された事件ではそういったものはなかったの特に何も感想ありませんという方から、若干、血が出てくるような写真はあったけれども、それは判断には必要なものであるの、それは仕方がないという感想であったとか、そういった形でお答えいただければよろしいでしょうかね。

1番の方からいかがですか。もし、もともとなかったということであればなかったということで。御記憶なければ、記憶がないということ。

裁判員経験者 1：この件ではそういったショッキングと言われるような画像とかそういうものは特になかったの、特に裁判が終わった後も裁判のことを思い出して何か生活に支障を来すとか、そういうことはありませんでした。

ただ、もし今後、そういう案件で選ばれたとしたのであれば、私はやはりそれは被告人のその人の人生を左右することであるので、選ばれた以上はやはり見せていただける証拠はしっかり見るべきではないかなと思います。

司会者：2番の方、いかがですか。順番にお話を伺いたいと思います。

裁判員経験者 2：やはり深夜に徘徊していたりとかという部分はやはりそういうものかなというふうには強く思いましたけども、最初のうちは車も利用してかなり遠くまで行っているんですね。最後は自転車しかなくて近所なんですけれども、それでもやっぱりいろんなことが加害者、被害者になり得るのかなというふうには思いましたけども。まあ、でもそれは仕方がないことかなとは思いますが。

裁判員経験者 3：私の事案のときには手に包帯をされて、被害者の方が証人に立たれましたので、そう大した、ショッキングというものはなかったですけど

も、やっぱりちゃんとしたものは見せてもらおうと、判断材料の一つにはなるなというふうに思います。以上です。

司会者：4番の方，いかがでしょう。

裁判員経験者4：私の事件ではそんなにショッキングなものではなく，だからそういった配慮をされることもなかったんですけども，裁判員裁判という制度があって，それを受けている以上はやはり，皆さんが言われているように，特に配慮されることなく，全部見た上でやるのがいいというか，私自身は希望するところです。

ただ，証拠よりも裁判員裁判自体の負担のほうが率直に言うと大きいです。だから，私の事件はそれこそ執行猶予がつくような事件だったんですけども，極端に言えば，無罪から死刑の間で，そういうすごい幅でやらなきゃいけないような，そういった裁判を担当される方の御負担といたらすごいんじゃないか。私でもやっぱり刑務所に入れるべきかどうかという，そういった部分はやっぱり心重いことだと思いますし，だからそれはやっぱりすごい負担になる。証拠以上に裁判員裁判という御負担を考えなければいけないので。

司会者：5番の方，お願いいたします。

裁判員経験者5：私は一部始終とは言いませんけども，ほとんど映ってるビデオは見たんですけども，私も初め嫌な気分になるかなと思ったんですよ。けども，次元が飛ぶか，何かそんな気分になって，もっと全面が映っていないのかというような感じに思ったのが，自分でも不思議でしたね。だから，確かに，ビデオを映しますよという前に，裁判官の方がやっぱりこれこれこういうこともありますので，気分の悪くなられた方はもう言ってくださいと，かなりケアをされていたんですけども，見ているほうは逆に，いや，もうとにかくこれ，この被告人の人もそうですし，被害者の人のためにこの時間を潰してでもいいので，何とか結論を出してあげようという気になると，次元が違うほうに飛んでしまったんですね。とにかくもっと見たい，もっと見たいというような気になったというのが，ちょっと印象に残っています。以上です。

司会者：ありがとうございます。時間もちょうど5時過ぎたところですので、このあたりにしたいと思います。

時間の関係で触れることできませんでしたがけれども、守秘義務の点については、それぞれの裁判体で裁判長のほうから、公開の法廷で見聞きしたことはオープンなことであると、事件関係者のプライバシーですとか、評議の中での意見の分かれ方といった、結論への道筋といったようなことが守秘義務の対象になるという説明はあったと思います。そのあたりについては御理解をいただいているということによろしゅうございますでしょうか。

今日のお話を伺っておりましたが、こちらから申し上げるまでもなく、皆さん、そのあたりを配慮した御発言をいただいているところですので、心配はないところではないかなと、意を強くしたところでございます。

本日は本当にお忙しいところお集まりいただいて本当にありがとうございました。裁判員の方から先ほど、例えば3番の方から、これは裁判官だけでやっていたらもっと短時間で済んだのではないだろうかというようなお話もありましたし、4番の方から、なかなか御負担もあるというお話もありましたが、私ども裁判をやっておって、例えば反省文の話にしろ、被告人が反省の弁を述べる反省文を出すということで、それで事足れりというような形で、検察官、弁護人、裁判所ともに動いてきてしまったというところはあったかと思えます。そういった一つ一つのことを取り上げても、なぜそれを行っているのかという、一つ一つの行為の意味を、基本に立ち返って考えるということができたこと、裁判員の方が入ったならばこそ、そういった基本に立ち返った、本質に立ち返った裁判ができていたような思いがしております。

また、今日、2時間ではありますけれども、その間に貴重な話をいっぱい伺って、これからの裁判の糧とするということ、多くのことを、示唆を得ることができました。そういった意味では裁判員の方の御負担の上に成り立っているものではございますけれども、よりよい裁判をつくるということに関しては非常に大きな貢献をしていただいていると思っておるところでございます。本当に

今日の御意見を頂戴できたこともありがたく思っております。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上